

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ スポーツホスピタリティプログラム実施事業業務委託 仕様書

1 業務委託名

スポーツホスピタリティプログラム実施事業業務委託

2 目的

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県実行委員会」という。)では、一般財団法人日本スポーツ政策推進機構とともに、わたSHIGA輝く国スポ大会(以下「大会」という。)の機会を活用し、県内ならびに首都圏をはじめとする県外からの参加者間相互のネットワークづくりと本県の魅力発信を図るため、スポーツホスピタリティプログラム(以下「プログラム」という。)を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和7年10月31日(金)まで

4 業務の概要

参加者間のネットワークづくりを目的とするビジネス層をターゲットとして、セーリング競技の観戦および交流ならびに県内での文化体験等を盛り込んだプログラムを企画、造成、販売し実施する。

5 対象者

参加者間のネットワークづくりを目的とするビジネス層(企業上層部等を主たる参加層と想定)

6 プログラム概要

実施日	令和7年9月30日(火)
行程	<ul style="list-style-type: none">・9月30日午前中に参加者が各自、自己負担で京都駅または大津駅に集合(具体的な集合場所は企画・提案すること)・同時日夕方に解散し、各自、自己負担で帰宅(具体的な解散場所は企画・提案すること)
募集人数	60名以上
セーリング競技の観戦および交流	<ul style="list-style-type: none">・正午頃から2時間程度を想定・プログラム実施日において予定されているセーリング競技を船舶(琵琶湖汽船株式会社が所有するビアンカ号を県実行委員会で仮予約済)

	<p>みであり、チャーターレスは委託料に含む)から観戦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者がスポーツ観戦を通じて相互に交流することによるネットワークづくりを目的としたイベント ・滋賀県産の食材を使用したおもてなしにふさわしい料理および飲み物を提供 等
文化体験	<ul style="list-style-type: none"> ・セーリング競技の観戦および交流の後を想定 ・県内文化施設の見学、アクティビティ 等 ・有識者による案内や解説 等
手土産	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県らしい手土産の手配

7 参加費

- ・1人5万円以下で設定すること(税込・旅行保険を含む)。
- ・創意工夫の中で、参加費ができるだけ安価となるよう努めること。
- ・プログラム実施にあたり受託者が負担した一切の経費から委託料および参加費を控除して残余が発生した場合は、県実行委員会と受託者で別途協議の上、その帰属先を決定する。

8 業務内容等

(1) 協定の締結について

- ・プログラムの実施を目的とするコンソーシアムの結成に関する協定を実行委員会、一般財団法人日本スポーツ政策推進機構および受託者の3者で別紙協定書により締結する。

(2) 運営等について

- ・プログラム内容の企画立案、参加費の決定、参加者の募集、参加費の徴収、参加者の移動手段の手配、食事の手配、訪問場所の手配、進行管理、プログラム当日の運営、参加者の旅行保険への加入手続き等一切の業務を行うこと。
- ・プログラムにおける協力者の調整は、県実行委員会と受託者が連携して行うこととし、協力者等に対する謝金の支払いが必要な場合は、受託者が委託料から払う。
- ・プログラム中はバス等を借り上げ、参加者がまとまって行動できるようにすること。なお、借り上げ料は委託料に含む。

(3) 広報について

- ・プログラムの実施について、参加者の募集をはじめとして、広く情報発信を行うこと。なお、媒体の種類は問わない。
- ・県実行委員会が実施するイベント等で配布できるよう、申し込みページ直結のQRコード付きフライヤー等を作成し、県実行委員会へ提供するとともに、1000部の印刷を実施すること。

(4) プログラム内容について

- ・集合場所および解散場所は、想定される参加者やプログラム内容を踏まえ、提案すること。
- ・セーリング競技の観戦および交流において、競技への興味を喚起する工夫を施すこと。
- ・交流において、ネットワークづくりが円滑に進む工夫を施すこと。
- ・交流において、滋賀県産の食材を使用したおもてなしにふさわしい料理および飲み物を提供すること。
- ・文化体験において、本県ならではの文化施設の見学やアクティビティ等を組み込むこと。
- ・見学やアクティビティにおいて、本県文化に対する理解を深める工夫を施すこと。
- ・荒天により船舶が使用できない場合の対応を準備すること。
- ・手土産は滋賀県らしいものとし、首都圏からの参加者を考慮したサイズ、重量のものとすること。

(5) 事業の準備・連絡調整・運営

- ・事業実施に向けた準備のための会議または打ち合わせを県実行委員会と定期的に実施すること。また、県実行委員会は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- ・受託者は、当該受託業務について連絡調整者を置き、県実行委員会との会議に出席させるものとする。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。
- ・事業準備期間から実施までの工程表を作成すること。
- ・事業運営のための進行台本、シナリオ、スタッフ運営マニュアル、会場配置図等、事業を実施する上で必要な各種資料を作成すること。

(6) 設営、装飾および撤去について

- ・プログラム実施に必要な物品等の手配・管理・搬出入、会場での設営および撤去を行うこと。

(7) 契約・各種手続き

- ・プログラム実施のために必要な許認可について、申請等、一連の手続きを行うこと。
- ・プログラム実施のため、契約事務が必要であるものについては、一連の事務処理を行うこと。

(8) 記録・業務完了報告書の作成

- ・プログラムの状況を収めた記録写真を撮影すること。撮影した記録写真について、画像データとして格納したDVD-R(1枚)を提出すること。なお、撮影にあたっては、参加者の属性を鑑み、肖像権およびプライバシーに十分配慮すること。
- ・委託業務の一切を記録した業務完了報告書(様式任意)を作成し、電子データおよび印刷物(A4版両面フルカラー)2部で提出すること。

(9) マニュアルの作成について

- ・受託者が配置するスタッフ用の業務マニュアルを作成し、全スタッフへ配布すること。

(10) 留意事項について

- ・プログラムの実施において、県実行委員会およびセーリング競技会の実施者であるわたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会と密に協議、連携すること。
- ・プログラム実施にあたり受託者が負担した一切の経費から委託料および参加費を控除して

残余が発生した場合は、県実行委員会と受託者で別途協議の上、その帰属先を決定する。

9 受託者が提案する効果的な事項(独自提案)

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

10 その他

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき県実行委員会と受託者で協議の上、決定する。その他、業務にかかる実施体制(情報セキュリティ管理体制含む)について体制図をもって報告するとともに、実施スケジュールを県実行委員会に提出すること。
- (2) 各種納品物の納入場所:わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局
(大津市松本一丁目2-1 滋賀県大津合同庁舎5階 滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポーツ大会局内)
- (3) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (4) 本業務の遂行のために県実行委員会が提供した資料、データ等は業務以外の目的に使用しないこと。
- (5) 発信する情報の適法性・妥当性の確保や個人情報の保護に留意すること。
- (6) 本業務の実施における個人情報等については、取扱いの重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (7) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の指導を行うこと。
- (8) 成果物(本業務の過程で得られた記録等を含む)を県実行委員会の許可なく第三者に閲覧複写、貸与または譲渡しないこと。(契約期間の終了後または解除後も同様)
- (9) 受託者は、本業務の遂行に当たっては次の法令等を遵守しなければならない。
個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (10) 受託者は、本事業の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないよう留意しなければならない。
- (11) 受託者はイベント保険(飲食物危険補償特約を含む)に加入し、加入後は保険書類の写しをプログラム前日までに県実行委員会に提出すること。
- (12) プログラム実施にあたり、受託者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合は、受託者の負担により対処するものとする。
- (13) 「大会マスコットキャラクター」および「大会の愛称・スローガンロゴ」のデザインの電子データ(.png、.ai)については、必要に応じて県実行委員会から無償で提供する。
- (14) 本業務を行うにあたり必要な素材は、受託者が調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続に係る費用については委託費に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。

- (15) 成果物に関する著作権は、県実行委員会に帰属するものとし、県実行委員会および県実行委員会が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、成果物に関する著作者人格権は行使しないものとする。
- (16) 受託者が本業務を再委託しようとする場合は、可能な限り、滋賀県内に本店を有する者を検討したうえ、事前に再委託範囲および再委託先を県実行委員会に提示し、承諾を得なければならぬ。また、本業務の全部を一括して第三者に委託することは認めない。なお、再委託の範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決することとする。
- (17) 受託者は、委託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間これを保存すること。
- (18) 当該業務で物品を使用する場合は、可能な限り、滋賀県内の事業所で製造されたものを使用すること。
- (19) その他、委託業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、県実行委員会と受託者が協議の上定めることとする。